

美 容 所 開 設 届

令和 5 年 4 月 1 日

岩手県内丸保健所長 様

住 所 盛岡市内丸 10-1

施設所在地と間違えないこと

氏 名 岩手 太郎

電話番号 090-1234-5678

〔 法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 〕

美容師法第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 美容所の名称、所在地及び電話番号

岩手理容所 盛岡市内丸 10 番 10 号 019-123-4567

2 開設者及び管理美容師

- ・住居表示（地番地名）、〇〇ビル〇階まで記入
- ・公表可能な施設電話番号を記入（非公表を希望する場合は記載する必要なし）

区 分	住 所	氏 名
開 設 者	盛岡市内丸 10-1	岩手 太郎
管理美容師	盛岡市内丸 10-1	岩手 花子

3 美容所の構造及び設備の概要

別添美容所構造設備のとおり

4 従業者

氏 名	摘 要（美容師にあっては、登録番号を記載すること。）
岩手 太郎 岩手 花子 岩手 二郎	第 1111 号（岩手県） 第 2222 号 第 3333 号

- ・有資格者で従事する方全員の氏名を記入（管理理容師含む）。
- ・都道府県免許の場合にはカッコ書きで合格した都道府県名を記入。
- ・免許証コピー提出すること。
紛失した方は再交付、婚姻等により改姓されている方は書き換えの手続きが必要。

5 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患がある場合は、その旨なし

6 開設予定年月日

令和 5 年 4 月 7 日

7 と 8 は、該当する場合のみ記載すること。

7 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称

岩手美容所

8 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第 11 条第 1 項の届出がされている場合（当該届出を当該美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日

令和 5 年 4 月 1 日

従業者全員の診断書を提出すること。診断日より3ヶ月以内のもの

備考1 次の書類を添付してください

- (1) 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- (2) 法第12条の3第1項に規定する美容所の開設の届出をする場合にあっては、管理美容師が同条第2項の規定に該当する者であることを証明する書類
- (3) 開設者が外国人の場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）

(A4)